

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成30年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 大船渡漁港海岸高潮対策（細浦地区水門その2）工事
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県農林水産部漁港漁村課 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年10月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 日立造船株式会社 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
- 5 随意契約に係る契約金額 2,531,520,000円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第6号に該当